
平成22年度
「企業が反社会的勢力による
被害を防止するための指針」
に関するアンケート
(調査結果概要)

平成22年11月

調査主体	全国暴力追放運動推進センター 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 警察庁刑事局組織犯罪対策部
調査機関	株式会社流通システム研究センター
協力	都道府県暴力追放運動推進センター 警視庁・各道府県警察本部

はじめに

政府は、平成 19 年 6 月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定しました。本資料は、企業における反社会的勢力への対応の実態や、同「指針」の導入状況等を把握するため、平成 22 年 7 月に全国の企業 11,815 社を対象として、反社会的勢力による不当要求の有無やその内容、「指針」に基づいた反社会的勢力との関係遮断の取組状況、行政機関への要望等についてアンケート調査した結果をとりまとめたものです。

ご多用の中、調査に快くご協力いただきました各企業関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

I 調査の概要

1 調査の方法、対象等

本アンケート調査の方法、対象等は次のとおり。

- ①調査方法 郵送法
- ②調査対象 全国の企業 11,815 社に対して調査票を送付して調査を行った。
- ③調査時期 平成 22 年 7 月

2 回収結果

調査票の回収数は、3,469 通(回収率 29.4 %)であった。

II 回答企業のプロフィール

表1 業種(複数回答)

1. 建設業	502 (14.5 %)
2. 製造業	122 (3.5 %)
3. 運輸・通信業	309 (8.9 %)
4. 不動産業	309 (8.9 %)
5. 卸売・小売業(商社を含む)	347 (10.0 %)
6. 銀行業	205 (5.9 %)
7. 証券・保険業	172 (5.0 %)
8. その他金融業	101 (2.9 %)
9. 飲食業	218 (6.3 %)
10. 電気・ガス・水道・熱供給業	20 (0.6 %)
11. その他サービス業	1,283 (37.0 %)
12. その他	490 (14.1 %)
13. 無回答	23 (0.7 %)
全 体	3,469 (100.0 %)

表2 所在地

1. 北海道	223 (6.4 %)
2. 東北地方	226 (6.5 %)
3. 東京都	633 (18.2 %)
4. 関東地方(東京都を除く)	312 (9.0 %)
5. 中部地方	292 (8.4 %)
6. 近畿地方	716 (20.6 %)
7. 中国地方	276 (8.0 %)
8. 四国地方	225 (6.5 %)
9. 九州地方	554 (16.0 %)
10. 不明及び無回答	12 (0.3 %)
合 計	3,469 (100.0 %)

表3 売上高

1. 1,000万円未満	387 (11.2 %)
2. 1,000万円以上3,000万円未満	337 (9.7 %)
3. 3,000万円以上5,000万円未満	229 (6.6 %)
4. 5,000万円以上1億円未満	312 (9.0 %)
5. 1億円以上3億円未満	534 (15.4 %)
6. 3億円以上5億円未満	249 (7.2 %)
7. 5億円以上10億円未満	289 (8.3 %)
8. 10億円以上100億円未満	553 (15.9 %)
9. 100億円以上	512 (14.8 %)
10. 無回答	67 (1.9 %)
合 計	3,469 (100.0 %)

表4 従業員数

1. 5人未満	911 (26.3 %)
2. 5人以上10人未満	464 (13.4 %)
3. 10人以上50人未満	855 (24.6 %)
4. 50人以上100人未満	310 (8.9 %)
5. 100人以上500人未満	467 (13.5 %)
6. 500人以上1,000人未満	133 (3.8 %)
7. 1,000人以上	319 (9.2 %)
8. 無回答	10 (0.3 %)
合 計	3,469 (100.0 %)

表5 企業特性

1. 上場企業(新興市場を除く)	323 (9.3 %)
2. 新興市場(ジャスダック、マザーズ、ヘラクレス等)上場企業	22 (0.6 %)
3. 有価証券報告書提出企業(上場企業を除く)	48 (1.4 %)
4. 上記以外の株式会社	1,761 (50.8 %)
5. 有限、合名、合資会社	499 (14.4 %)
6. 相互会社、信用金庫、信用組合等	74 (2.1 %)
7. 個人事業主	493 (14.2 %)
8. その他の法人	243 (7.0 %)
9. 無回答	6 (0.2 %)
合計	3,469 (100.0 %)

表6 団体等への加盟の有無

1. 加盟している	2,455 (70.8 %)
2. 加盟していない	909 (26.2 %)
3. 無回答	105 (3.0 %)
合計	3,469 (100.0 %)

表7 関連する官公庁(複数回答)

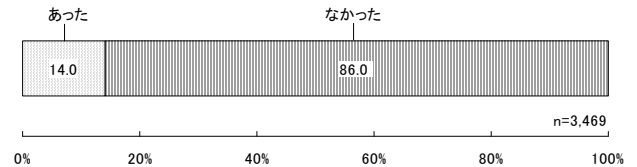
1. 公安委員会	717 (20.7 %)
2. 金融庁	433 (12.5 %)
3. 消費者庁	32 (0.9 %)
4. 総務省	146 (4.2 %)
5. 国土交通省	1,032 (29.7 %)
6. 法務省	75 (2.2 %)
7. 外務省	17 (0.5 %)
8. 財務省	222 (6.4 %)
9. 文部科学省	105 (3.0 %)
10. 環境省	269 (7.8 %)
11. 厚生労働省	530 (15.3 %)
12. 農林水産省	156 (4.5 %)
13. 防衛省	38 (1.1 %)
14. 経済産業省	231 (6.7 %)
15. その他	503 (14.5 %)
16. 特になし	273 (7.9 %)
17. 無回答	113 (3.3 %)
全体	3,469 (100.0 %)

Ⅲ 設問ごとの調査結果

1 不当要求等の実態について

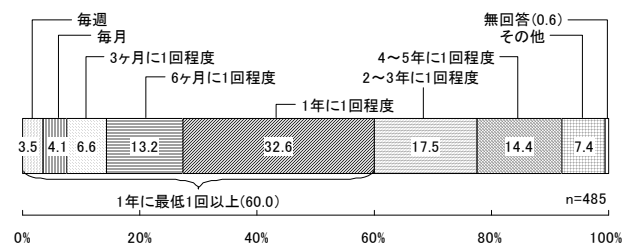
1.1 実際に受けた不当要求の有無について

過去5年間に反社会的勢力からの不当要求を受けた経験がある企業の割合は、全体の14.0%(485社)であった。



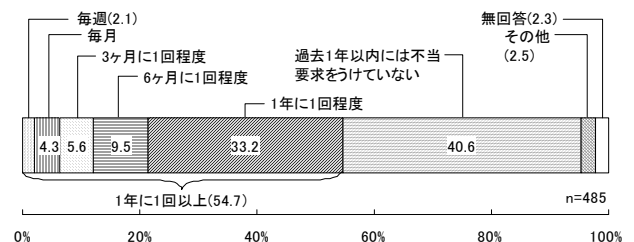
1.2 不当要求の頻度について

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業485社についてその頻度をみると、「1年に1回程度」が32.6%と最も多く、全体の6割の企業は1年に最低1回以上の不当要求を受けていた。



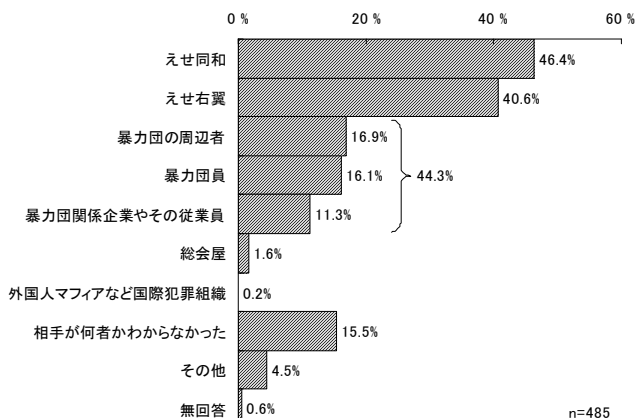
1.3 過去1年以内の不当要求の頻度について

過去5年間に不当要求を受けたことがある企業485社のうち265社(54.7%)が過去1年以内に不当要求を受けており、その頻度は「1年に1回程度」が33.2%と最も多く、次いで「6ヶ月に1回程度」(9.5%)、「3ヶ月に1回程度」(5.6%)と続いている。



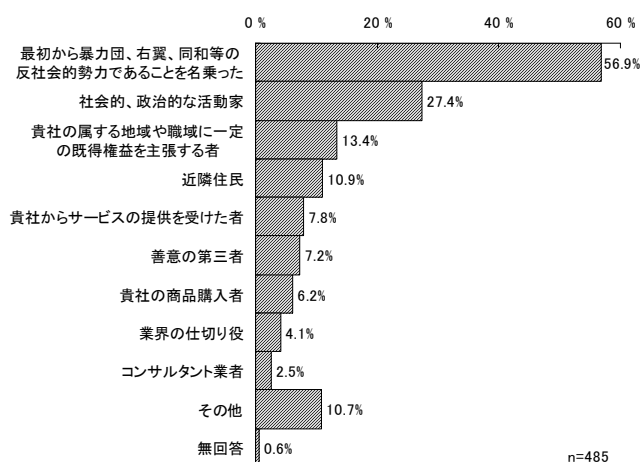
1.4 不当要求の相手方の属性について(複数回答)

過去に不当要求を受けたことがある企業485社が、その相手方をどのように認識したかをみると、「えせ同和」(46.4%)が最も多く、次いで「えせ右翼」(40.6%)と続き、「暴力団の周辺者」「暴力団員」「暴力団関係企業やその従業員」は、合わせて44.3%となっている。



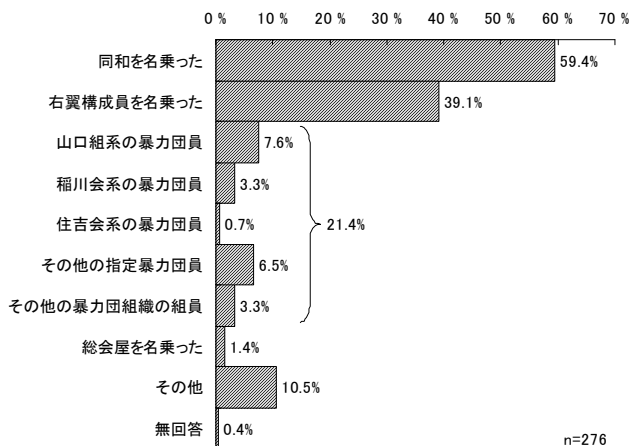
1.5 不当要求の相手方の自称について(複数回答)

過去に不当要求を受けたことがある企業485社について、その相手方がどのように名乗ったかをみると、「最初から暴力団、右翼、同和等の反社会的勢力であることを名乗った」が56.9%(276社)と最も多く、次いで「社会的、政治的な活動家」(27.4%)、「貴社の属する地域や職域に一定の既得権益を主張する者」(13.4%)と続いている。



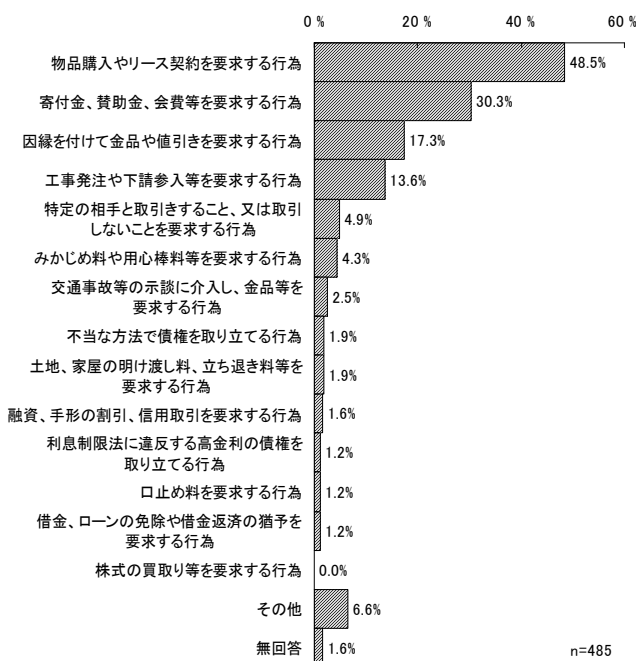
1.6 不当要求の相手方の自称(具体名)について(複数回答)

不当要求の相手方が「最初から暴力団、右翼、同和等の反社会的勢力であることを名乗った」と答えた企業276社について、具体的にどのように名乗ったかをみると、「同和を名乗った」が59.4%と最も多く、次いで「右翼構成員を名乗った」(39.1%)と続いており、自称暴力団は合わせて21.4%となっている。



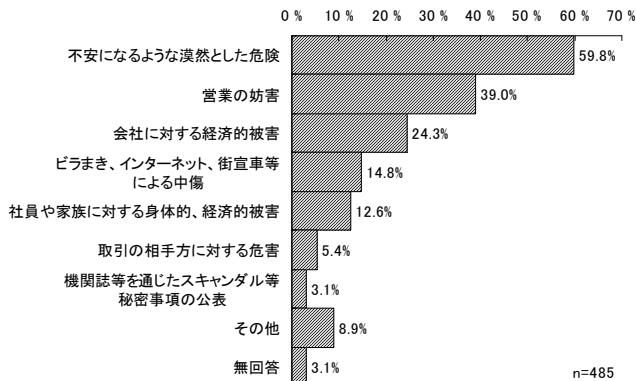
1.7 不当要求の態様について(複数回答)

過去に不当要求を受けたことがある企業485社について、不当要求行為の内容をみると、「物品購入やリース契約を要求する行為」が48.5%と最も多く、次いで「寄付金、賛助金、会費等を要求する行為」(30.3%)、「因縁を付けて金品や値引きを要求する行為」(17.3%)、「工事発注や下請参入等を要求する行為」(13.6%)が続いている。



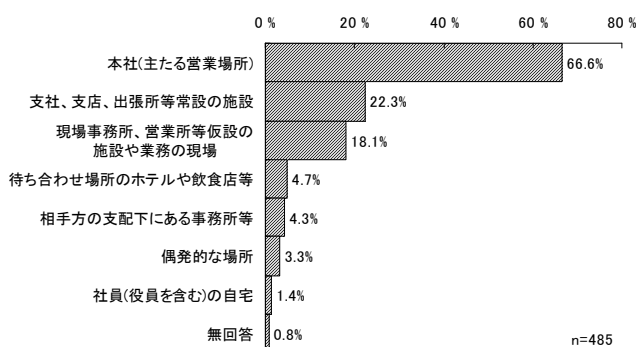
1.8 不当要求の際の具体的な脅しの内容について (複数回答)

過去に不当要求を受けたことがある企業 485 社について、不当要求を拒否した場合にどのような危害を加えられると認識したかをみると、「不安になるような漠然とした危険」が 59.8 % と最も多く、次いで「営業の妨害」(39.0 %)、「会社に対する経済的被害」(24.3 %) と続いている。



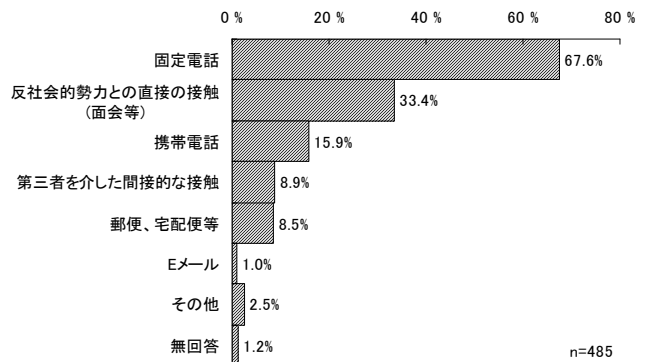
1.9 不当要求を受けた場所について (複数回答)

過去に不当要求を受けたことがある企業 485 社について、不当要求を受けた場所をみると、「本社(主たる営業場所)」が 66.6 % と最も多く、次いで「支社、支店、出張所等常設の施設」(22.3 %)、「現場事務所、営業所等仮設の施設や業務の現場」(18.1 %) と続き、多くが自社の関係施設において不当要求を受けている。



1.10 不当要求の手段について (複数回答)

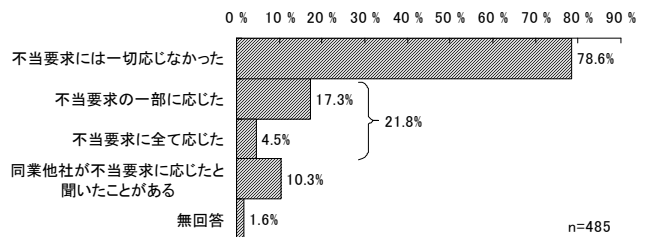
過去に不当要求を受けたことがある企業 485 社について、どのような手段で不当要求を受けたかをみると、「固定電話」が 67.6 % と最も多く、次いで「反社会的勢力との直接的な接触(面会等)」(33.4 %)、「携帯電話」(15.9 %) と続いている。



1.11 不当要求への措置結果について (複数回答)

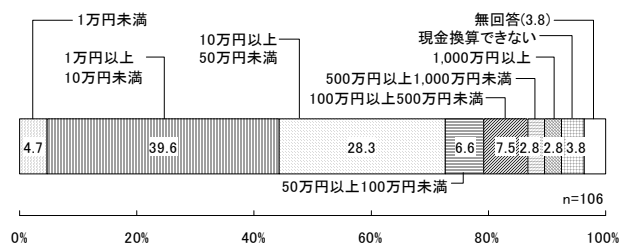
過去に不当要求を受けたことがある企業 485 社について、どのように対処したかをみると、「不当要求には一切応じなかった」企業が 78.6 % と 8 割近かった。

一方、「不当要求の一部に応じた」(84社)、「不当要求に全てに応じた」(22社)は合わせて 21.8% であり、何らかの形で要求を受け入れた企業も一定程度存在している。



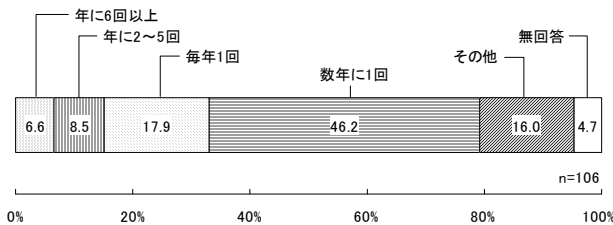
1.12 過去5年間に応じた要求額について

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業計 106 社について、過去5年間に応じた不当要求の合計金額をみると、「1万円以上～10万円未満」が 39.6 % と最も多く、次いで「10万円以上～50万円未満」(28.3%) と続いている。50万円未満の要求に応じた企業が 7 割強を占めたが、一方で 50万円以上の要求に応じた企業が合わせて 5.6% となっている。



1.13 不当要求に応じた頻度について

「不当要求の一部に応じた」、「不当要求に全て応じた」と答えた企業 106 社について、過去 5 年間に不当要求に応じた頻度をみると、「数年に 1 回」が 46.2 % と最も多く、次いで「毎年 1 回」(17.9 %)、「年に 2～5 回」(8.5 %)と続いている。

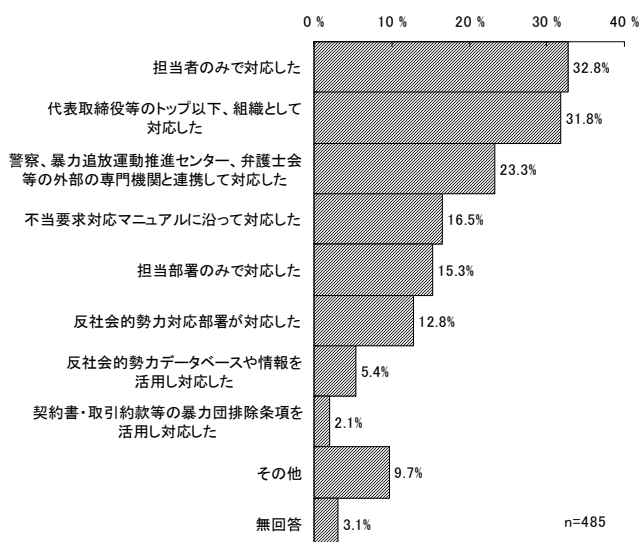


1.14 不当要求への対応状況について(複数回答)

過去に不当要求を受けたことがある企業 485 社について、不当要求に対してどのように対応したかをみると、「担当者のみで対応した」(32.8 %)、「代表取締役等のトップ以下、組織として対応した」(31.8 %)がほぼ同程度であった。

次いで多かったのは、「警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等の外部の専門機関と連携して対応した」(23.3 %)、「不当要求対応マニュアルに沿って対応した」(16.5 %)などとなっている。

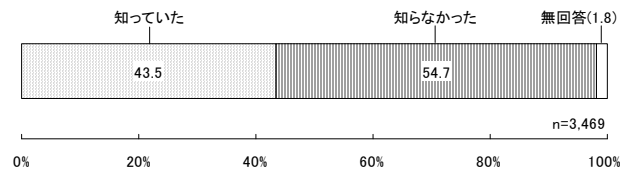
「反社会的勢力データベースや情報を活用し対応した」は5.4%、「契約書・取引約款等の暴力団排除条項を活用し対応した」は2.1%と低かった。



2 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について

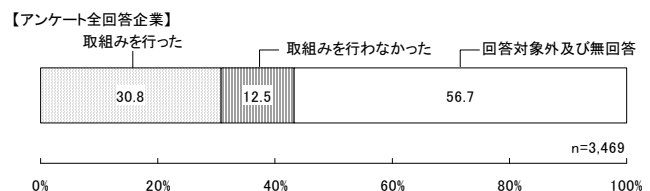
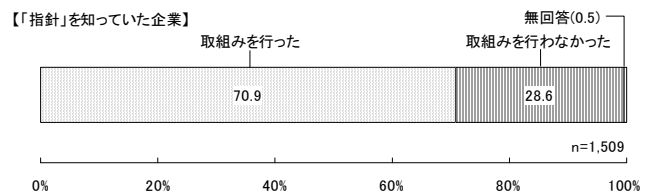
2.1 「指針」の認知度について

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」について、「知っていた」とする割合は43.5% (1,509社)であり、「知らなかった」が54.7% (1,897社)にのぼった。



2.2 「指針」に沿った取組みについて

「指針」を知っていた企業 1,509 社のうち、「指針」に沿って「取組みを行った」とする割合は 70.9 % (1,070 社)であったが、これを本アンケートの全回答企業 3,469 社からみると、「取組みを行った」とする割合は 30.8 %となる。

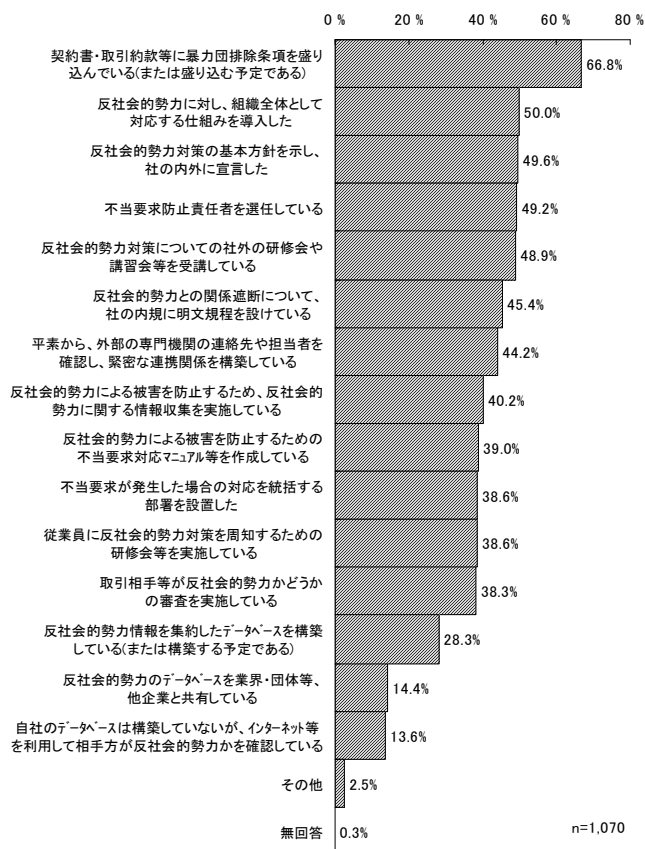


2.3 取組みの内容について(複数回答)

「指針」に沿って取組みを行ったとする企業 1,070 社について、その内容をみると、「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(または盛り込む予定である)」が 66.8 % と最も多く、次いで「反社会的勢力に対し、組織全体として対応する仕組みを導入した」(50.0 %)、「反社会的勢力対策の基本方針を示し、社の内外に宣言した」(49.6 %)、「不当要求防止責任者を選任している」(49.2 %)、「反社会的勢力対策についての社外の研修会や講習会等を受講している」(48.9 %)と続き、それぞれ 5 割程度の企業で実施されている。

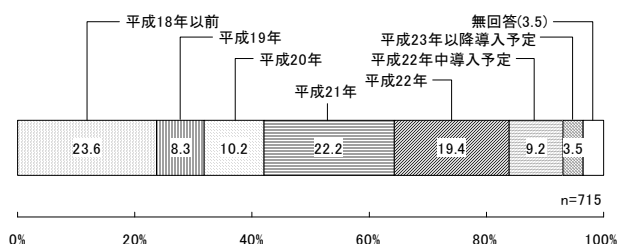
一方、「取引相手等が反社会的勢力かどうかの審査を実施している」(38.3 %)、「反社会的勢力情報を集

約したデータベースを構築している(または構築する予定である)」(28.3%)、「反社会的勢力のデータベースを業界・団体等、他企業と共有している」(14.4%)、「自社のデータベースは構築していないが、インターネット等を利用して相手方が反社会的勢力かを確認している」(13.6%)など、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みが低調である。



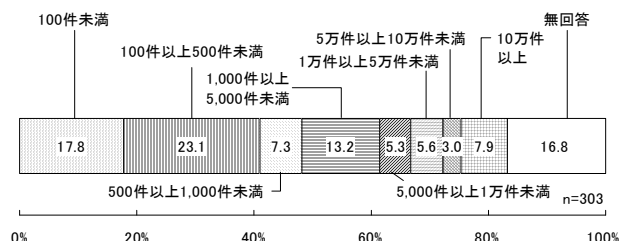
2.4 暴力団排除条項の導入時期について

「契約書・取引約款等に暴力団排除条項を盛り込んでいる(または盛り込む予定である)」と答えた企業715社について、暴力団排除条項を導入した時期を見ると、「平成19年」(8.3%)、「平成20年」(10.2%)、「平成21年」(22.2%)、「平成22年」(19.4%)、「平成22年中導入予定」(9.2%)となっており、これら7割弱の企業は「指針」が公表された平成19年以降に暴力団排除条項を導入している。



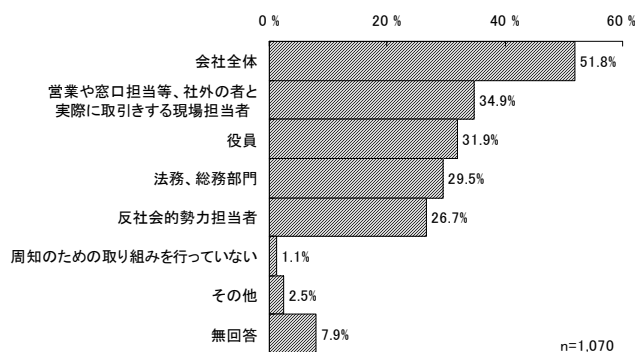
2.5 データベースの構築状況について

前記2.3で「反社会的勢力情報を集約したデータベースを構築している(または構築する予定である)」と答えた企業303社について、情報の蓄積件数をみると、「100件以上～500件未満」が23.1%と最も多く、次いで「100件未満」(17.8%)、「1,000件以上～5,000件未満」(13.2%)と続いている。



2.6 「指針」周知の範囲について(複数回答)

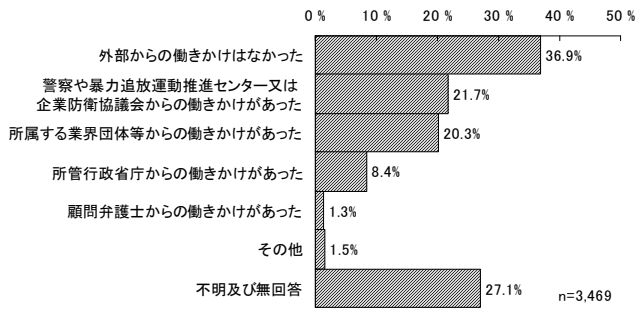
前記2.2で「指針」に沿って反社会的勢力による被害を防止するための取組みを行ったとする企業1,070社について、社員のどの範囲まで周知が図られているかをみると、「会社全体」が51.8%と最も多く、取組みを行った企業の半数は全社に周知を図っていたが、次いで「営業や窓口担当等、社外の者と実際に取引する現場担当者」(34.9%)、「役員」(31.9%)と続いております、社内の一部が周知するに留まっている企業も多い。



2.7 「指針」に関する外部の機関や団体からの働きかけについて(複数回答)

外部の機関や団体から「指針」に関する働きかけがあったかどうかについてみると、「外部からの働きかけはなかった」(36.9%)とする企業が全体の4割弱であった。

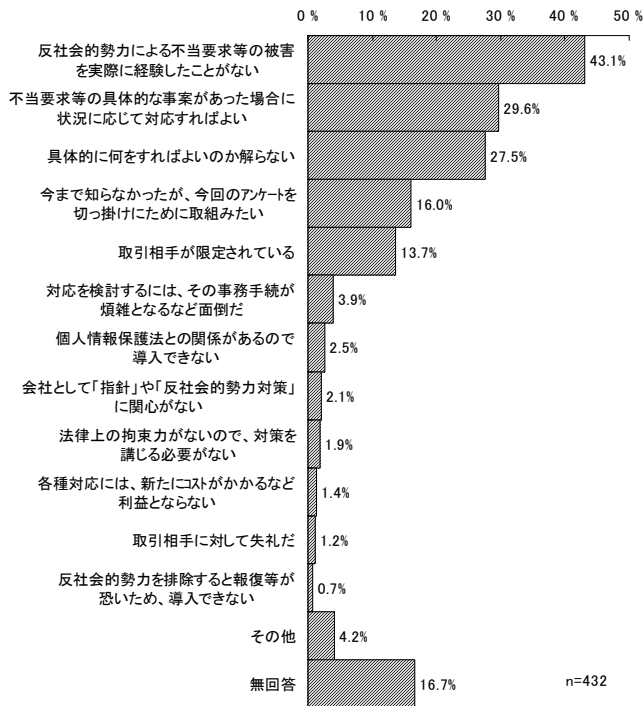
働きかけがあった機関については、「警察や暴力追放運動推進センター又は企業防衛協議会からの働きかけがあった」(21.7%)、「所属する業界団体等からの働きかけがあった」(20.3%)が各2割程度となった。



2.8 反社会的勢力への各種対応を実施しない理由について(複数選択)

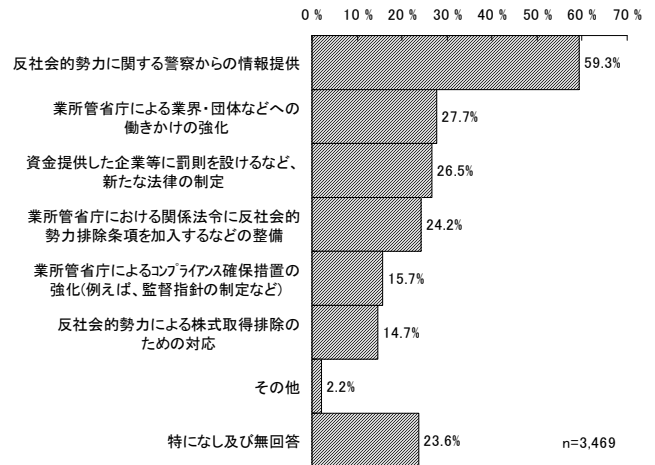
前記 2.2 で「指針」に沿った取組みを行わなかったとする企業 432 社について、取組みを実施しない理由をみると、「反社会的勢力による不当要求等の被害を実際に経験したことがない」ためとする回答が 43.1% で最も多く、第 2 位は「不当要求等の具体的な事案があった場合に状況に応じて対応すればよい」(29.6%) となっている。

実際に不当要求等を受けた経験がない企業は、積極的に反社会的勢力との関係を遮断するという意識が希薄であることがうかがえ、具体的な取組みの実施につながりにくい実態がある。



2.9 行政機関への要望について(複数選択)

反社会的勢力との関係を遮断するために、行政機関に実施して欲しい施策については、最も多かったのが「反社会的勢力に関する警察からの情報提供」(59.3%) で、全体の 6 割があげている。



調査主体 全国暴力追放運動推進センター
 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会
 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部
 調査機関 株式会社流通システム研究センター
 協力 都道府県暴力追放運動推進センター
 警視庁・各道府県警察本部

